

身体拘束等の適正化のための指針

ひろ訪問看護ステーション

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え

当事業所は、高齢者虐待防止法の趣旨を理解し、ご利用者に安心・安全を提供するという使命感を常に自覚して、ご利用者本位の真心と優しさのこもった最大ではなく最高のサービスを提供していく。事業所は、身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。

- ① 身体拘束は廃止すべきものである。
- ② 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ④ 身体拘束を許容する考え方はない。
- ⑤ 全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。
- ⑥ 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- ⑦ ご利用者の人権を最優先する。
- ⑧ 身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じる。
- ⑨ やむを得ない場合、ご利用者、ご家族に説明をおこなって、身体拘束を行う。

2. 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、身体拘束等の適正化のための対策を検討するため、身体拘束適正化委員会を設置する。

(1) 身体拘束適正化委員会のメンバーは次のとおりとする。

管理者 大山 千賀

メンバー 山崎 はるな（委員会担当）

(2) 身体拘束適正化委員会は年1回開催する。（1月）

虐待防止委員会で検討すべき内容は次のとおりとする。

- ① 身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し。
- ② 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認をする。
- ③ 身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ④ 研修の企画・実施。
- ⑤ 日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行えているか検討する。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

事業者は、「コンプライアンス研修」、「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等の研修を必ず実施する。

【研修内容】

- ・定期的な研修（1月実施）
- ・入職時研修

研修の実施内容については、実施内容、資料、出席者名簿を記録し、保存することとする。

4.事業所又はケアを提供する場で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

ケアの提供にあたっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わない。

* 介護保険指定基準における禁止となる具体的な行為は以下のとおり。

- ①徘徊しないように車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

5.身体拘束発生時の対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

以下の 3 要件をすべて満たすことを委員会等で検討、確認し記録する。

①切迫性	ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、ご利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、ご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。 「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケアするすべての方法の可能性を検討し、ご利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も、ご利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 「一時性」を判断する場合には、ご利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

なお、「ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されている場合に限る。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

仮に 3 要件を満たす場合でも以下の点に留意する。

①組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- ・やむを得ず身体拘束を行うときには、カンファレンス等で組織として慎重に検討し、決定する。この場合でも委員会で議題として上げて慎重に協議するものとし、基本的に職員の個人的判断で行わない。
- ・身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。カンファレンス等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定する。ここでも、ご利用者個別のニーズに応じた個別のケアを検討する。

②ご利用者、家族への十分な説明

- ・身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で、ご利用者や家族に対して、事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は管理者もしくは準ずる者が行う。
- ・仮に、事前にご利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明し、理解を得る。

③行政等への相談、報告

- ・身体拘束を行う場合、高齢者虐待相談窓口（市区町村窓口、地域包括支援センター）等の行政に相談、報告する。ご利用者へのケアの中で様々な問題を事業所で抱え込まず、関係する機関と連携してケアについて様々な視点からアドバイスや情報を得る。

④身体拘束に関する事項の記録

- ・身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ・緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、利用者及び家族等に報告し、記録する。
- ・具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は整備し、行政の指導、監査においても、閲覧して頂けるようにする。
- ・各記録は、ご利用者が退去等でサービスが終了した日から 5 年間保管する。

6.ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

7.その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないケアを提供していくためにケアに関わる職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む。

- ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ② 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束をしていないか。
- ③ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ④ 認知高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ⑤ サービス提供の中で、本当に緊急ややむを得ない場合にのみ身体的拘束を必要と判断しているか、本当に他の方法はないのか。

(附則)

本指針は、令和 5 年 1 月 16 日より施行する。

令和 5 年 5 月 1 日 改定。

令和 7 年 4 月 1 日 改定。

令和 8 年 4 月 1 日 改定。